

機3、4号  
審控止め  
大飯差し

# 住人側証人申請を却下

## 原告 裁判官交代申し立て

関西電力大飯原発3、4

号機（おおい町）の運転差し止め訴訟控訴審の第十二回口頭弁論が五日、名古屋高裁金沢支部であり、内藤正之裁判長は、原告の住人側が申請した東京大地震研究所の瀧藤一（たきふぢ）教授らの証人尋問を却下した。原告側は不服として内藤裁判長ら裁判官二人の交代を求める忌避を申し立てた。控訴審の審理は中断し、名古屋高裁の別の裁判官が後日、忌避について審理す

る。

前回の四月下旬の口頭弁論では、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東京大名誉教授（地震学）が原告側の証人として出廷。関電による地震想定について「過小評価の可能性があり、（算出方法に）大変な欠陥がある。関電が算出に用いた計算式は、使用方が間違っている」と主張した。

原告側によると、瀧藤氏も学会などで「活断層の地

震動予測には、別の計算手法を用いるべきだ」との見解を表明している。このため、原告側は「瀧藤氏を証人として採用し、島崎氏の証言の正しさを再確認してほしい」と求めた。

これに対し、内藤裁判長は「地震学などの専門家の意見書、論文は多数提出されている。裁判所としては判断できる資料が収集されていると考えている。証人の必要性はない」と述べ、原告側の証人申請を却下。

その場で原告代理人が「（瀧藤氏の証人尋問などは）公正な審理に不可欠。裁判所に真実を究明する意思があるか、深い疑念がある」と述べ、忌避を申し立てた。

閉廷後の記者会見で、原告側の河合弘之弁護士は「真理を究明する気がなければ、公正な判決は出せない」と内藤裁判長の訴訟指揮を批判した。

一方、関電側の代理人は口頭弁論で「（関電側は）必要な主張、立証は尽くした」と述べた。閉廷後、関電の広報担当者は「大飯原発の安全性が確保されていることを裁判所に理解いただけるよう、引き続き真摯に対応していく」とコメントした。（松尾博史）